



Our Precision, Your Advantage

# KYB CORPORATION

## KYB株式会社 第95期 報告書

2016年4月1日～2017年3月31日

### 1 株主の皆様へ

(第95期 定時株主総会招集ご通知添付書類)

- 2 事業報告
- 23 連結財政状態計算書
- 24 連結損益計算書
- 25 連結持分変動計算書
- 26 貸借対照表
- 27 損益計算書
- 28 株主資本等変動計算書
- 29 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 30 計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 31 監査役会の監査報告

### 招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<http://p.sokai.jp/7242/>



## 株主の皆様へ



油圧技術を核に振動制御・パワー制御技術、  
システム化技術を融合させ、  
豊かな社会づくりに貢献していきます。

代表取締役社長執行役員

**中島 康輔**

Yasusuke Nakajima

当社は、1935年の創立以来、創業者萱場資郎氏から連綿と続く「独創開発の精神」のもと、油圧技術を核に様々な製品を提供してまいりました。

そして、ステークホルダーの皆様のご理解とご支援に支えられ、総合油圧機器メーカーとして、グローバルで成長を続けてきました。当社の製品は、今日も世界中の至るところで地域の人々の暮らしを支え、安心・安全・快適さを提供しています。

2014中期計画を振り返りますと、オートモーティブコンポーネンツ事業においては、積極的な受注活動によるグローバルでの更なる成長路線を推進する一方で、ハイドロリックコンポーネンツ事業では、中国の景気減速、新興国の景気低迷などの経営環境の変動を受け、国内外拠点の統廃合を始めとする抜本的な構造改革や諸施策を展開してまいりました。特装車両事業、航空機器事業につきましても、将来高い成長が見込まれる市場への拡大を目指して、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

今年度は、2017中期計画の初年度にあたります。これからも変わることなく、「人々の笑顔につながるモノづくりから、豊かな社会づくりに貢献し続ける信頼のブランド」として、使命感と喜びをもって次なる3ヵ年の飛躍に向かって力強い一歩を踏み出してまいります。また、急激な環境変化に対して柔軟な体制を持った経営基盤と収益基盤を構築し、持続的成長に繋がる施策に積極的に取り組んでまいります。そのためにも、現場力を高め、世界中のお客様に信頼される革新的モノづくりを続けていくことが重要だと考えております。

今後も、お客様の期待に応えるために従業員ひとりひとりが使命感をもって、さまざまな施策にスピーディーに取り組むとともに企業外の異文化や情報を積極的に吸収するように努め、社会的責任を果たし、社会の健全な発展に貢献してまいります。

“Our Precision, Your Advantage” KYB

(第95期 定時株主総会招集ご通知添付書類)

## 事業報告

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上や、グループ会社の会計基準統一による経営の効率化および迅速化を目指し、当連結会計年度より国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。

#### ①事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、英国のEU離脱問題、米国の保護主義的政策への懸念、中東リスク等政治情勢に不安定さがみられたものの、比較的堅調に推移しました。また、日本経済は、企業収益や雇用情勢は改善し、個人消費や設備投資も持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境のもと、当社製品の主要な需要先である自動車市場は、欧米では堅調に推移し、中国においても需要増加がみられました。

また、建設機械市場は、国内においては排ガス規制対応により需要が増加し、海外においては中国の需要が回復しております。

このような状況のもと、当社グループは、主に次のような活動に取り組んでまいりました。

当連結会計年度は現中期経営計画の最終年度となります。現状と目指す姿とのギャップを埋めながら次期中期以降の飛躍につなげるための体質強化を図りました。

AC（オートモーティブコンポーネッツ）事業においては、付加価値商品開発、革新的モノづくり、市販製品の拡販による利益拡大の3つを重点的に取り組んでまいりました。

HC（ハイドロリックコンポーネッツ）事業においては、不安定な需要に対応できる事業構造改革と非シヨベル比率の拡大を重点的に取り組んでまいりました。

特装車両事業においては、国内は建築費高騰を背景として一時的に頭打ちとなっておりますが、成長著しいインド市場において、日本のマザー工場との連携を強化し、現地の生産体制整備に取り組んでまいりました。

成長産業である航空事業の機動性を向上させるためにHC事業から独立させた航空機器事業においては、生産整流化など足もとの課題収束に取り組んでまいりました。

また、免制震装置においては、今後、長周期地震対策を喫緊の課題としており、大型建築物に効果のあるロック機構付免震用オイルダンパシステムを開発いたしました。

当社グループの売上高につきましては、3,553億円と前連結会計年度とほぼ同等の売上高となりました。自動車向け製品販売は円高の影響により減収となりましたが、建設機械向け製品販売は中国における市場回復等により増収となりました。

損益につきましては、グループ全体で原価低減活動を主とする事業構造改革を推進した結果、営業利益は192億47百万円、税引前利益は188億52百万円となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は、145億44百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業セグメント

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。

i) 四輪車用油圧緩衝器

四輪車用油圧緩衝器は、国内および海外市場において総じて堅調であったものの、円高の影響により、売上高は1,510億円と前連結会計年度に比べ7.1%の減収となりました。

ii) 二輪車用油圧緩衝器

二輪車用油圧緩衝器は、中国、ベトナム、インドでの販売が増加し、売上高は285億円と前連結会計年度に比べ8.1%の増収となりました。

iii) 四輪車用油圧機器

パワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器は、油圧ポンプが減少したものの、電動パワーステアリングやCVT（無段変速機）用ペーンポンプの販売が堅調に推移し、売上高は465億円と前連結会計年度に比べ0.5%の増収となりました。

iv) その他製品

ATV（全地形対応車）用機器を中心とするその他製品の売上高は51億円となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は2,310億円となり、営業利益は114億51百万円（営業利益率5.0%）となりました。

② HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業セグメント

当セグメントは、産業用油圧機器、その他製品から構成されております。

i) 産業用油圧機器

建設機械向けを主とする産業用油圧機器は、国内は排ガス規制対応により需要が増加しました。また、海外では中国市場が回復し、売上高は886億円と前連結会計年度に比べ11.1%の大幅な増収となりました。

ii) その他製品

鉄道用セミアクティブシステムおよび緩衝器を主とするその他製品の売上高は77億円と前連結会計年度に比べ6.6%の減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は963億円となり、営業利益は68億37百万円（営業利益率7.1%）となりました。

③ 特装車両事業、航空機器事業、システム製品および電子機器等

当セグメントは、特装車両、航空機器、システム製品および電子機器等から構成されております。

i) 特装車両

コンクリートミキサ車を主とする特装車両は、復興需要が落ち着き、売上高は85億円と前連結会計年度に比べ6.1%の減収となりました。

ii) 航空機器

航空機器は、売上高は77億円と前連結会計年度に比べ10.4%の増収となりました。

iii) システム製品および電子機器等

システム製品および電子機器等の売上高は117億円と前連結会計年度に比べ13.6%の増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は280億円となり、営業利益は8億87百万円（営業利益率3.2%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、投資の選択を行いつつ、将来の需要拡大および品質向上に向けた対応として205億78百万円（無形資産および長期前払費用に係るものを含む）の投資を実施いたしました。

セグメント別の内訳としましては、AC事業で147億33百万円、HC事業で38億4百万円、特装車両事業、航空機器事業、システム製品および電子機器等で20億37百万円の投資を行いました。

なお、各セグメントの値はセグメント間取引調整前のものです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

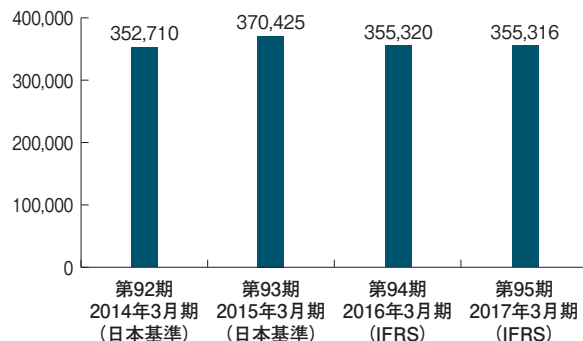
区 分	第92期 (2014年3月期)	第93期 (2015年3月期)	第94期 (2016年3月期)		第95期 (当連結会計年度) (2017年3月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	352,710	370,425	355,384	355,320	355,316
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失(△) (百万円)	12,761	7,052	△ 2,237	△ 3,161	14,544
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失(△) (円)	55.26	27.60	△ 8.76	△ 12.37	56.93
資産合計 (百万円)	361,083	384,929	353,487	359,002	381,326
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	153,997	174,258	151,288	148,278	164,299
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	582.28	658.92	572.42	580.40	643.15

(注) 1：第95期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考として第94期のIFRSに準拠した諸数値を記載しております。

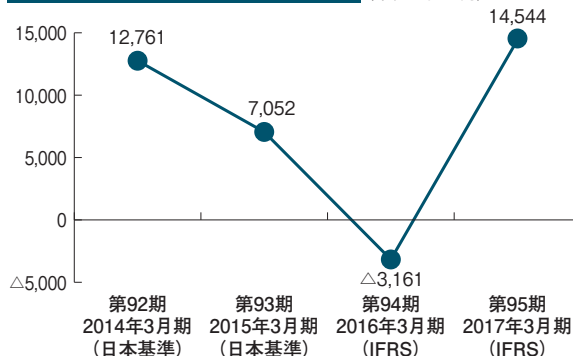
2：第92期から第94期の「日本基準」に記載の諸数値は、いずれも日本基準に準拠しており、「親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失（△）」は「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）」、「基本的1株当たり当期利益又は当期損失（△）」は「1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）」、「親会社の所有者に帰属する持分」は「純資産」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は「1株当たり純資産額」の諸数値を記載しております。

<ご参考>

売上高 (単位：百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
凱迹必（中国）投資有限公司	78,910 千米ドル	100%	中国におけるAC事業および HC事業の統轄等
KYB Americas Corporation	60,000 千米ドル	100%	AC事業製品の製造・販売および HC事業製品の販売
凱迹必機械工業（鎮江）有限公司	102,110 千米ドル	※100%	AC事業製品および HC事業製品の製造・販売
無錫凱迹必拓普減震器有限公司	33,000 千米ドル	100%	AC事業製品の製造・販売
KYB Mexico S.A. de C.V.	50,000 千米ドル	※100%	AC事業製品の製造・販売
KYB (Thailand) Co., Ltd.	200 百万タイバツ	67%	AC事業製品の製造・販売
カヤバシステムマシナリー株式会社	700 百万円	100%	免制震装置等製品の製造・販売
KYBモーターサイクルサスペンション株式会社	400 百万円	66.6%	AC事業製品の製造・販売
KYBエンジニアリングアンドサービス株式会社	230 百万円	100%	AC事業製品およびHC事業製品の販売
KYB Suspensions Europe, S.A.U.	27,083 千ユーロ	※100%	AC事業製品の製造・販売
KYB Europe Headquarters B.V.	1,001 千ユーロ	100%	ヨーロッパにおけるAC事業の統轄等
KYB Europe GmbH	700 千ユーロ	※100%	AC事業製品の販売
KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	930 百万チェコ・コルナ	※100%	AC事業製品の製造・販売
KYB Motorcycle Suspension India Private Limited	1,261 百万インド・ルピー	66.6%	AC事業製品の製造・販売

(注) 1. ※印は子会社による所有を含む比率を表示しています。

2. 「AC事業」は「オートモーティブコンポーネンツ事業」の略称であり、「HC事業」は「ハイドロリックコンポーネンツ事業」の略称となっております。

#### (4) 対処すべき課題

当社にとって2017年度は、2017年度～2019年度中期計画の初年度にあたります。スローガンとして「A GLOBAL KYB - CHALLENGE & INNOVATION -」を掲げ、下記の重点方策を展開してまいります。

##### 1. オートモーティブコンポーネンツ事業

「生産・販売拠点の再構築」 「新製品・新技術確立体制整備」 「事業部制移行によるスピード向上」

世界の自動車販売動向は、今後も堅調に推移することが予想されます。KYBグループとしては、お客様のグローバル化に追従するとともに、これまで拡大してきた海外拠点の再構築に着手していきます。また、お客様の技術要求を100%満足する技術の確立と、自動運転に向けた技術要求に対応すべく電動化を核に推し進めてまいります。市販製品については最適地生産体制と、拡販に結び付けてまいります。意思決定、戦略実行のスピード向上を図るべく事業部制に移行し、製品群の責任者を明確にし推進してまいります。

##### 2. ハイドロリックコンポーネンツ事業

「量に頼らない収益基盤の確立」 「お客様に頼られる存在」

建設機械市場は厳しい環境が予想される中、価格競争が激しさを増しています。すでに実施した中国および国内の再編効果を高め、量に頼らない収益基盤の確立・競争力の強化を図ってまいります。また、建設機械以外の油圧製品について、営業/開発体制をより強化し、取り組んでまいります。魅力ある製品の開発により、お客様に信頼されるサプライヤーを目指します。

##### 3. 航空機器事業

「民需向けの販売拡大」 「修理事業の拡大」

民間航空機就航数増が予想される中、発足した新体制にて官需向けビジネスを基盤に民間航空機用部品の販売拡大を目指してまいります。加えて、現状品に対し大型機および陸/空/海の要修理品目を調査し、新規に提案できる修理品目を増やしてまいります。

##### 4. 技術・商品開発

「新製品・新技術の創造」 「設計・生産技術における品質向上」 「機能安全対応の展開および設計・評価技術の強化」

時代や環境の変化を的確に捉え、長期的な技術戦略に基づく開発により、お客様へのタイムリーな技術・製品提供を行い受注拡大に結び付けてまいります。また、基盤技術開発から製品開発に至るまで、コア技術に基づいた製品を効率的に開発するとともに、それらを組合せたシステム製品の開発にも力を入れてまいります。

最先端技術・素材の研究に積極的に取り組み、新製品新技術の創出を行ってまいります。

機能安全対応を含む電気電子品質マネジメントシステムの展開を自動車以外の電子機器製品にも拡大して継続してまいります。また、車載通信技術とサービスを組合せたビジネスモデルを構築するとともに、電子機器製品の評価技術を確立し、次世代システムへの展開を図ってまいります。



## 5. 人財育成

「グローバルな視点・思考で行動できる人財の育成・確保」 「多様性を活かした人財活用」

海外研修生派遣制度や若手人財の職務経験拡大などにより、グローバルな視点・思考で行動できるプロフェッショナル人財を育成し、モノづくりや技術・商品開発などで競争力を高めてまいります。また、女性活躍の場の拡大など多様な人財が活躍できる環境整備を推進し、少子高齢化に向けた人財確保を進めてまいります。

## 6. モノづくり

「革新的生産ラインへの取り組み」

独自性の高い生産技術・工法・設備の開発とともにIoT（モノのインターネット）・AI（人工知能）を活用し自動化を積極的に進め、リードタイム・スペースの半減と生産性2倍を目指した革新ライン構築に取り組んでまいります。

## 7. マネジメント

「実効性のある内部統制システム」 「危機管理体制の確立」 「社会貢献活動の推進」

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通じて、ステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。内部統制システムの実効性をさらに高めるため、グローバルでの法令遵守、内部通報制度の定着と適正な運用、コーポレートガバナンス・コードへの対応強化等に取り組んでまいります。

また、お客様要求に応えられるBCP（事業継続計画）およびBCM（事業継続マネジメント）の整備を行い、危機管理体制の実効性を高めてまいります。

あわせて、社会支援/貢献活動（非事業性）にも積極的に取り組み、社会の健全な発展に貢献してまいります。

世界的に不確実な環境下ではありますが、これらの重点方策活動を着実に実施し、KYBグループは足もとで体質強化を図りながら、成長戦略に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援ご指導を賜りますことを心からお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容** (2017年3月31日現在)

事業内容	主要製品
A C 事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、ステイダンパ、フリーロック
H C 事業	シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、モータ
特装車両事業、 航空機器事業、 システム製品 および 電子機器等	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、 航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置、シミュレータ、油圧システム、 舞台機構、艦艇機器、トンネル掘削機、環境機器、免制震装置、電子機器

(注)「AC事業」は「オートモティブコンポーネッツ事業」の略称であり、「HC事業」は「ハイドロリックコンポーネッツ事業」の略称となっております。

**(6) 主要な営業所および工場** (2017年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区、相模工場：神奈川県相模原市、 熊谷工場：埼玉県深谷市、岐阜工場：岐阜県可児市
カヤバシステムマシナリー株式会社	本社：東京都港区、三重工場：三重県津市
KYBエンジニアリングアンドサービス株式会社	本社：東京都港区
KYB Americas Corporation	本社：米国
凱迹必機械工業（鎮江）有限公司	本社：中国
無錫凱迹必拓普減震器有限公司	本社：中国
KYB Mexico S.A. de C.V.	本社：メキシコ
KYB Suspensions Europe, S.A.U.	本社：スペイン
KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	本社：チェコ

**(7) 使用人の状況** (2017年3月31日現在)

**① 企業集団の使用人の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
14,350名	554名増

**② 当社の使用人の状況**

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,715名	36名増	39.6歳	15.8年

(注) 従業員数は、他社への出向者191名を除いて表示しております。

**(8) 企業集団の主要な借入先の状況** (2017年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	19,648
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,621

## 2.会社の現況 (2017年3月31日現在)

### (1) 株式の状況

①発行可能株式総数……………573,000,000株

(注) 2016年6月24日開催の第94期定時株主総会の決議にもとづく定款一部変更により、発行可能株式総数を491,955,000株から573,000,000株に変更しております。

②発行済株式の総数……………257,484,315株

③株主数……………11,847名

④大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
トヨタ自動車株式会社	19,654	7.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,186	5.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,700	5.4
明治安田生命保険相互会社	10,046	3.9
日立建機株式会社	8,920	3.5
KYB協力会社持株会	7,219	2.8
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	6,115	2.4
株式会社大垣共立銀行	5,914	2.3
株式会社みずほ銀行	4,905	1.9
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,120	1.6

(注) 持株比率は自己株式(2,024,836株)を控除して計算しております。

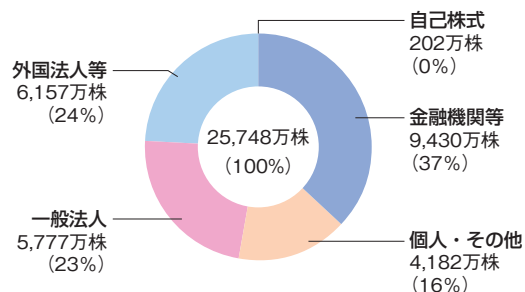
⑤その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

<ご参考>

所有者別株式分布



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況 (2017年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	白 井 政 夫	
代表取締役社長執行役員	中 島 康 輔	全般
取締役副社長執行役員	小 宮 盛 雄	生産統轄、品質統轄、国内関係会社統轄、特装車両事業部統轄
取締役専務執行役員	齋 藤 圭 介	IT統轄、航空機器事業部統轄、技術本部長
取締役専務執行役員	加 藤 孝 明	グローバル財務統轄、経理本部長
取締役	鶴 田 六 郎	鶴田六郎法律事務所 代表 弁護士、TPR株式会社 社外取締役 J. フロント リテイリング株式会社 社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外監査役
取締役	塩 澤 修 平	慶應義塾大学 経済学部 教授、ケネディクス株式会社 社外取締役
常勤監査役	赤 井 智 男	
常勤監査役	谷 充 史	
常勤監査役	川 瀬 治	
常勤監査役	山 本 始 央	

- (注) 1. 取締役 鶴田六郎氏および塩澤修平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役 谷充史氏および川瀬治氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、川瀬治氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役 谷充史氏は、金融機関における長年の職歴を有するうえ、米国公認会計士試験合格者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 事業年度中の役員の異動  
 新任 取締役 塩澤修平氏は、2016年6月24日開催の当社第94期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。  
 退任 代表取締役副社長執行役員 池谷和久氏は、2016年6月24日開催の当社第94期定時株主総会をもって任期満了により退任いたしました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役（社外監査役に限らない）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	8 (2)	351 (15)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	86 (43)
合計 (うち社外役員)	12 (4)	306 (58)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第75期定時株主総会において月額30,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会において月額8,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 上記には、2016年6月24日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。  
 5. 上記のほか当事業年度に退任した取締役1名に対し退職慰労金として3,330万円支給しております。  
 この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の金額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役1名分3,150万円が含まれています。  
 6. 役員退職慰労金制度については、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって廃止しておりますので、当事業年度に係る役員退職慰労金の増加はありません。  
 7. 上記取締役の報酬支給額には、第95期定時株主総会の第6号議案が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定の額（131百万円）が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

(イ)他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・該当する事項はありません。

(ロ)他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と他の法人等との関係

- ・取締役 鶴田六郎氏は鶴田六郎法律事務所代表としての立場とともに、TPR株式会社、J. フロント リテイリング株式会社、株式会社三井住友フィナンシャルグループにおいて社外役員を務めております。また、取締役 塩澤修平氏は慶應義塾大学 経済学部教授としての立場とともに、ケネディクス株式会社において社外役員を務めております。

これらの社外役員の重要な兼職先と当社の間には、記載すべき特別な関係はありません。

尚、他の社外役員につきましては該当する事項はありません。

(ハ)当事業年度における主な活動状況

(a)取締役会および監査役会への出席状況

氏名	取締役会			監査役会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 鶴田六郎	18回	17回	94%	—	—	—
取締役 塩澤修平	14回	14回	100%	—	—	—
常勤監査役 谷 充 史	18回	18回	100%	25回	25回	100%
常勤監査役 川 瀬 治	18回	18回	100%	25回	25回	100%

(注) 取締役 塩澤修平氏については、2016年6月24日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

(b)取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役 鶴田六郎氏は、弁護士として法律に関する知識ならびに他社における社外役員としての業務経験を

生かし、主にガバナンスに関し客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・取締役 塩澤修平氏は、経済学の専門家としての見識に基づき、主に金融ならびにCSR（企業の社会的責任）に関し客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・常勤監査役 谷充史氏は、金融および会計に関する知見ならびに海外での業務経験を生かし、客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、監査役会においても適宜発言を行っております。
- ・常勤監査役 川瀬治氏は、損害保険会社在任中の知識および経験を生かし、主に業務監査に対する見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、監査役会においても適宜発言を行っております。

(二)子会社等からうけた役員報酬等の総額

- ・該当する事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	73百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111百万円

- (注) 1. 当社の主要な子会社につきましても有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。また、当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告をうけた他、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積の相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、各種アドバイザー業務を委託し、報酬を支払っています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合や会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人・評価基準に基づく監査役会の検討と取締役会との協議を経て、会社法第344条の規定により株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間に責任限定契約は締結していません。

### **(5) 業務の適正を確保するための体制**

当社が取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

#### **1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- (1)当社は、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の役員および従業員が法令および定款を遵守するとともに、高い倫理基準に基づく公正で誠実な企業行動を遂行するための「企業行動指針」を定める。
- (2)当社は、コンプライアンスの総括・推進部署として、法務部の下にコンプライアンス推進室を置く。法務部・コンプライアンス推進室は、コンプライアンス意識の醸成のため、当社グループの役員および従業員に対して教育を実施するとともに、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。
- (3)当社の監査部は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の整備運用状況の評価および改善提案を行うとともに、その結果を取締役会に報告する。
- (4)当社は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為等に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、社内外に適切な内部通報体制を整備する。法務部・コンプライアンス推進室は、内部通報の状況について定期的に取り締役に報告する。

#### **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

- (1)当社は、取締役の職務執行に係る情報を法令、重要文書取扱規則、文書整理・保管基準に基づき適切に保存および管理する。

#### **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (1)当社は、リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、当社グループのリスク管理体制の構築を推進する。
- (2)当社は、リスク管理委員会を設置し、当社グループにおいて想定されるリスクの抽出と評価を実施するとともに重点取組リスクを決定する。本社機能部署は、委員会で決定した重点取組リスクに係る規程やガイドラインを制定し、その整備運用状況を評価する。リスク管理委員会は、本社機能部署の活動内容の報告を受け、全社的なリスク管理体制の整備運用状況を定期的に取り締役に報告する。
- (3)当社の監査部は、本社機能部署のリスク管理状況の監査を通じて当社グループのリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
- (4)当社は、当社グループにおいて重要事項の発生事実を認識した場合、当社が定める「即報規則」に基づき、報告責任者が即時に社長に報告する。社長は、発生事実に応じて関係者に対応を指示し、被害を最小限に抑制するための措置を講じる。

#### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1)当社は、執行役員制を採用し、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図る。当社取締役は、取締役会で決議された業務分掌および職務権限規程に基づき、効率的な職務執行を確保する。
- (2)当社は、当社グループの中期および年度経営計画を策定し、経営目標を共有するとともに、執行役員会等



で業務の執行状況を定期的に管理する。

- (3)当社は、執行役員会等の会議体で経営執行に係る重要事項について十分に事前審議を行い、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①当社は、グループ企業の健全性を保ち、連結経営の効率化のために「グループ企業管理規程」を定め、当社子会社は書面にて経営状況を報告することに加え、当社の経営会議において定期的に経営状況を報告する。

- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①本社機能部署は、リスク管理委員会で決定した重点取組リスクに係る規程やガイドラインを制定し、当社子会社に展開する。当社子会社は、重点取組リスクに係る規程、ガイドライン、管理体制などを整備し、その整備運用状況を本社機能部署に報告する。

- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループの中期および年度経営計画を当社子会社に展開し、当社子会社は中期および年度経営計画に基づき事業活動を推進する。

②当社は、「グローバル職務権限規程」を定め、当社子会社はその規程に基づき各社の「職務権限規程」を制定し、当社子会社の取締役等の効率的な職務執行を確保する。

- (4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社グループの役員および従業員は、当社が定める「企業行動指針」に基づき行動する。

②当社の法務部・コンプライアンス推進室は、コンプライアンス意識の醸成のため、当社グループの役員および従業員に対して教育を実施するとともに、当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備する。当社子会社は、法務部・コンプライアンス推進室の支援の下、各社のコンプライアンス体制を構築する。

③当社の監査部は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の整備運用状況の評価および改善提案を行うとともに、その結果を取締役に報告する。

④当社子会社は、法務部・コンプライアンス推進室の支援の下、各社の内部通報体制を整備する。法務部・コンプライアンス推進室は、当社グループの内部通報の状況について定期的に取締役会に報告する。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)当社の取締役または取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助従業員を置く。

## 7. 前号の当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1)当社の監査役は、以下の事項の明確化等、補助従業員の独立性の確保に必要な事項を検討する。

①補助従業員の権限

②補助従業員の属する組織

③監査役の補助従業員に対する指揮命令権

④補助従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権

#### **8. 当社および当社の子会社の取締役および使用人の監査役への報告に関する体制**

- (1)当社グループの役員および従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを直ちに監査役に報告する。
- (2)当社の取締役および執行役員は、取締役会および執行役員会等を通じて、その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。
- (3)当社の監査役は、取締役との間で、監査役または監査役会に対して定期的にまたは臨時的に報告を行う事項および報告を行う者を、協議して決定する。
- (4)当社の監査役は、監査部との連携体制が実効的に構築ならびに運用されるよう、取締役または取締役会に対して体制の整備を要請する。

#### **9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1)当社グループは、監査役へ報告した者が報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行わない。

#### **10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

- (1)当社は、監査役がその職務の執行のために要する費用は会社が負担するものとし、速やかに前払または支払の手續きに応じる。

#### **11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1)当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、補助従業員の確保および監査役への報告体制その他の監査役職務の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- (2)当社の監査役会は、社外取締役との情報交換および連携に関する事項について検討し、監査の実効性を確保する。
- (3)当社の監査役は、外部会計監査人、関係会社監査役および監査部とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、情報を共有する。
- (4)当社の監査役は、監査業務にあたり、監査部の協力を受ける。

#### **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

##### **【コンプライアンス】**

- ・「企業行動指針」をコンプライアンス推進活動の根幹として、従業員の階層別教育および子会社の拠点長教育等により、当社および子会社に徹底を図っています。
- ・法務部・コンプライアンス推進室は当社および子会社も含めたコンプライアンス推進体制を整備し、当社グ

ループの役員および従業員に対して、eラーニング等によるコンプライアンス教育を実施しました。

- ・ 監査部は、取締役社長の承認を得た監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、内部統制の整備運用状況の評価および改善提案を行いました。また、監査結果について取締役会に報告しました。
- ・ 社内外に内部通報窓口を設置するとともに、「内部通報制度」において通報の秘密を守り、通報者に不利益がないことを確保しています。また、当社グループの内部通報の状況を把握し、取締役会へ報告しました。

#### 【リスク管理】

- ・ 全社的かつ総合的にリスクを管理する体制を「リスク管理規程」に定めています。
- ・ 「リスク管理規程」に基づき、取締役会の下部組織としてリスク管理委員会を設置し、子会社を含めた当社グループのリスク管理活動の実施計画および活動のレビューを行っています。今年度はリスク管理委員会を3回開催し、重点リスクへの対応状況の確認、リスクの棚卸評価および次年度に取り組む重点リスクの決定を行いました。また、リスク管理活動の状況について取締役会へ報告しました。
- ・ 監査部は、取締役社長が承認した監査計画に基づき、当社グループのリスクに対する本社機能部署の管理状況を監査しました。また、監査結果について取締役会に報告しました。

#### 【取締役の効率的な職務執行およびグループ管理】

- ・ 業務分掌や「職務権限規程」に基づき、また毎月開催される執行役員会等での事前審議を通じて、取締役は効率的に職務を執行しています。
- ・ KYBグループ経営に係る指導・管理・監視体制について「グループ企業管理規程」に定めています。
- ・ 「グループ企業管理規程」に基づき、書面による定期的な報告および年2回定期的に開催される国内関係会社経営会議、グローバル・ストラテジー・コミッティーを通じて、子会社の業務の執行状況等が報告され、都度、指導が行われています。
- ・ 監査部は、取締役社長の承認を得た監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、内部統制の整備運用状況の評価および改善提案を行いました。また、監査結果について取締役会に報告しました。

#### 【監査役監査】

- ・ 監査役は、代表取締役、外部会計監査人、関係会社監査役および監査部と定期的に情報交換や意見交換を実施しました。
- ・ 監査役は、取締役会等の経営会議への出席の他、工場や子会社等を監査しました。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付

提案又はこれに類似する行為を強行する動きが過去にみられたところであり、今後、当社に対しそのような行為が強行される可能性も否定できません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### (イ)「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社は『KYBグループ力をもって、グローバルで戦い、世界で勝つ』をスローガンに掲げ、2014年度から2016年度を対象期間とする中期経営計画を策定しており、創立100周年の飛躍に向けた創立80周年をターニングポイントとして、下記を基本として志向・行動することとしております。

#### (1)A C（オートモーティブコンポーネッツ）事業

世界5極（日本、欧州、中国、ASEAN、北米）開発によるグローバルでの顧客獲得と市販ビジネスの拡大

#### (2)H C（ハイドロリックコンポーネッツ）事業

農業機械・鉄道機器などの拡大と建機用油圧製品のコスト競争力確保

#### (3)人財育成

グローバル成長戦略を支える人財の育成と確保およびグローバル経営幹部育成

#### (4)技術・商品開発

各市場ニーズに基づいた商品開発体制の強化および関連する新技術開発

#### (5)モノづくり

リードタイム半減活動の海外および取引先への展開拡大によるグループ生産性向上および国際物流費の低減

#### (6)マネジメント

欧州・中国・米州地域統轄機能の充実

### (ロ)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、次に定める経営理念に基づき、ステークホルダーの発展を含めた社会への貢献を当社の使命とし、持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を目指しております。

#### ＜経営理念＞

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

1. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。

2. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
3. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先様・社会の発展に貢献します。

持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、次の基本方針に基づきコーポレートガバナンスの強化および充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

#### 〈基本方針〉

1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
4. 当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
5. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

さらに、当社では以下の事項についても取り組んでおります。

- ① 役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動指針」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。全グループ企業を対象とする社内通報制度（即報・目安箱）を整備し、さらに公益通報者保護法の施行を受け、専用の通報・相談窓口を設置しております。
- ② 当社は監査役会設置会社制度を採用しております。当社取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、監査役のうち2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上又は確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比べて妥当か否かを、株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意



見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を2016年6月24日開催の第94期定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続しております。これにより、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に情報が提供され、当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

当社は、この買収防衛策の詳細を2016年5月17日付で「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。この適示開示文書の全文はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kyb.co.jp>）に掲載しております。

#### ④上記②③の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、上記③の取組みにつきましても、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、以下の諸点に照らして、上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(イ)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

当社買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(ロ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

当社買収防衛策は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、当該大規模な買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同

の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(イ)独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示

当社買収防衛策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い、社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように当社買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(ニ)株主意思を重視するものであること

当社買収防衛策は、2016年6月24日開催の第94期定時株主総会でのご承認により継続したものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、当社買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、株主総会において、当社買収防衛策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(ホ)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社買収防衛策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、当社買収防衛策を廃止することが可能です。従って、当社買収防衛策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、当社買収防衛策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しております。

当期の期末配当につきましては、当社の従来からの配当方針（株主資本配当率（D O E）2%（年率）以上）ならびに当期の業績を勘案し、2017年2月8日に公表いたしました前回予想から1株につき1円増額し、1株当たり7円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間の配当金は1株当たり12円となる予定です。

また、次期以降の配当方針につきましては、連結配当性向30%を目指しつつ、従来の連結ベースの株主資本配当率（D O E）2%（年率）以上の配当を基本方針としてまいります。なお、次期の配当金につきましては、この新配当方針に従い、中間配当を1株当たり6円、期末配当を1株当たり65円（※）と予定いたしております。

※当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施する予定であるため、株式併合を考慮しない場合の2018年3月期（予想）の期末配当金は6.5円となり、1株当たり年間配当金は12.5円となります。

## 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	当期 (2017年3月31日)	前期(ご参考) (2016年3月31日)	科目	当期 (2017年3月31日)	前期(ご参考) (2016年3月31日)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>180,962</b>	<b>166,333</b>	<b>流動負債</b>	<b>147,684</b>	<b>142,822</b>
現金及び現金同等物	33,988	25,296	営業債務及びその他の債務	72,137	66,211
営業債権及びその他の債権	92,653	87,999	借入金	50,983	50,492
棚卸資産	49,640	48,291	未払法人所得税等	1,536	1,413
その他の金融資産	1,039	954	その他の金融負債	18,274	18,416
その他の流動資産	3,641	3,793	引当金	3,754	5,313
<b>非流動資産</b>	<b>200,364</b>	<b>192,669</b>	その他の流動負債	1,001	978
有形固定資産	158,990	158,609	<b>非流動負債</b>	<b>63,871</b>	<b>62,799</b>
のれん	283	318	借入金	39,962	38,348
無形資産	5,850	4,424	退職給付に係る負債	11,589	13,893
持分法で会計処理されている投資	5,438	3,833	その他の金融負債	2,405	2,592
その他の金融資産	23,169	18,999	引当金	2,127	1,994
その他の非流動資産	500	622	その他の非流動負債	56	777
繰延税金資産	6,132	5,865	繰延税金負債	7,732	5,194
<b>資産合計</b>	<b>381,326</b>	<b>359,002</b>	<b>負債合計</b>	<b>211,555</b>	<b>205,621</b>
			<b>(資本の部)</b>		
			<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>164,299</b>	<b>148,278</b>
			資本金	27,648	27,648
			資本剰余金	29,414	29,414
			利益剰余金	100,995	86,393
			自己株式	△ 587	△ 579
			その他の資本の構成要素	6,829	5,402
			<b>非支配持分</b>	<b>5,472</b>	<b>5,103</b>
			<b>資本合計</b>	<b>169,771</b>	<b>153,381</b>
			<b>負債及び資本合計</b>	<b>381,326</b>	<b>359,002</b>



## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 2016年4月 1日から 2017年3月31日まで	前 期 (ご参考) 2015年4月 1日から 2016年3月31日まで
売上高	355,316	355,320
売上原価	282,886	283,247
<b>売上総利益</b>	<b>72,430</b>	<b>72,073</b>
販売費及び一般管理費	53,806	54,485
持分法による投資損益 (△は損失)	1,016	△ 1,292
その他の収益	2,036	2,671
その他の費用	2,430	14,640
<b>営業利益</b>	<b>19,247</b>	<b>4,327</b>
金融収益	593	561
金融費用	988	2,062
<b>税引前利益</b>	<b>18,852</b>	<b>2,825</b>
法人所得税費用	3,774	5,447
<b>当期利益又は当期損失 (△)</b>	<b>15,078</b>	<b>△ 2,622</b>
当期利益又は当期損失 (△) の帰属		
親会社の所有者	14,544	△ 3,161
非支配持分	533	539
<b>当期利益又は当期損失 (△)</b>	<b>15,078</b>	<b>△ 2,622</b>

## 連結持分変動計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2016年4月1日 期首残高	27,648	29,414	86,393	△ 579
当期包括利益				
当期利益	—	—	14,544	—
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	14,544	—
所有者との取引額				
所有者による拠出及び所有者への分配				
自己株式の取得	—	—	—	△ 8
剰余金の配当	—	—	△ 2,810	—
持分法の適用範囲の変動	—	—	1,175	—
企業結合による変動	—	—	△ 45	—
利益剰余金への振替	—	—	1,737	—
所有者による拠出及び所有者への分配合計	—	—	57	△ 8
子会社に対する所有持分の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
子会社に対する所有持分の変動額合計	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	57	△ 8
2017年3月31日 期末残高	27,648	29,414	100,995	△ 587

	その他の資本の構成要素					合計	親会社有する非支配分の純資産	配分	資本合計
	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付の再測定	在外営業体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	合計				
2016年4月1日 期首残高	4,967	—	275	160	5,402	148,278	5,103	153,381	
当期包括利益									
当期利益	—	—	—	—	—	14,544	533	15,078	
その他の包括利益	3,342	1,702	△ 1,796	△ 83	3,164	3,164	103	3,267	
当期包括利益合計	3,342	1,702	△ 1,796	△ 83	3,164	17,708	636	18,345	
所有者との取引額									
所有者による拠出及び所有者への分配									
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 8	—	△ 8	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 2,810	—	△ 2,810	
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	—	1,175	—	1,175	
企業結合による変動	—	—	—	—	—	△ 45	—	△ 45	
利益剰余金への振替	△ 35	△ 1,702	—	—	△ 1,737	—	—	—	
所有者による拠出及び所有者への分配合計	△ 35	△ 1,702	—	—	△ 1,737	△ 1,687	—	△ 1,687	
子会社に対する所有持分の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 267	△ 267	
子会社に対する所有持分の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 267	△ 267	
所有者との取引額合計	△ 35	△ 1,702	—	—	△ 1,737	△ 1,687	△ 267	△ 1,955	
2017年3月31日 期末残高	8,274	—	△ 1,521	77	6,829	164,299	5,472	169,771	

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2017年3月31日)	前期(ご参考) (2016年3月31日)	科 目	当期 (2017年3月31日)	前期(ご参考) (2016年3月31日)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>流動資産</b>	<b>103,729</b>	<b>93,419</b>	<b>流動負債</b>	<b>96,091</b>	<b>94,792</b>
現金及び預金	12,561	7,365	支払手形	1,707	1,877
受取手形	574	1,140	電子記録債権	20,343	—
電子記録債権	3,635	3,069	買掛金	26,210	43,293
売掛金	51,625	51,703	短期借入金	24,136	19,907
製品	3,613	3,735	1年内返済長期借入金	6,678	11,200
仕掛品	9,315	8,829	リース債務	268	259
原材料及び貯蔵品	1,834	2,043	未払金	4,572	5,995
前払費用	188	187	未払費用	4,735	4,201
繰延税金資産	1,769	1,773	未払法人税等	264	148
短期貸付金	7	10	前受金	93	32
関係会社短期貸付金	12,270	7,673	預り金	4,801	4,925
未収入金	6,571	5,863	設備関係支払手形	1,036	1,090
その他	141	218	製品保証引当金	1,102	1,777
貸倒引当金	△ 380	△ 196	役員賞与引当金	131	80
<b>固定資産</b>	<b>139,051</b>	<b>140,713</b>	その他	8	3
<b>有形固定資産</b>	<b>74,681</b>	<b>74,062</b>	<b>固定負債</b>	<b>37,030</b>	<b>34,547</b>
建物	25,354	25,051	長期借入金	26,062	22,840
構築物	2,068	1,754	長期未払金	166	170
機械及び装置	22,665	22,046	リース債務	428	333
車両運搬具	64	70	再評価に係る繰延税金負債	3,307	3,307
工具、器具及び備品	1,482	1,254	退職給付引当金	5,962	6,464
土地	20,151	20,151	環境対策引当金	215	215
リース資産	620	592	資産除去債務	361	360
建設仮勘定	2,274	3,141	債務保証損失引当金	526	854
<b>無形固定資産</b>	<b>117</b>	<b>42</b>	<b>負債合計</b>	<b>133,122</b>	<b>129,339</b>
借地権	10	10	<b>(純資産の部)</b>		
リース資産	78	—	<b>株主資本</b>	<b>94,875</b>	<b>93,377</b>
その他	28	31	資本金	27,647	27,647
<b>投資その他の資産</b>	<b>64,253</b>	<b>66,607</b>	資本剰余金	29,742	29,742
投資有価証券	21,410	16,672	資本準備金	13,333	13,333
関係会社株式	31,659	32,116	その他資本剰余金	16,409	16,409
関係会社出資金	11,200	11,203	<b>利益剰余金</b>	<b>38,072</b>	<b>36,565</b>
関係会社長期貸付金	1,117	5,652	その他利益剰余金	38,072	36,565
長期貸付金	11	5	特別償却準備金	—	0
破産更生債権等	0	0	固定資産圧縮積立金	236	249
長期前払費用	142	272	別途積立金	18,580	18,580
繰延税金資産	1,036	2,571	繰越利益剰余金	19,255	17,736
その他	595	587	自己株式	△ 587	△ 579
貸倒引当金	△ 17	△ 17	<b>評価・換算差額等</b>	<b>14,783</b>	<b>11,415</b>
投資損失引当金	△ 2,904	△ 2,458	その他有価証券評価差額金	9,104	5,735
<b>資産合計</b>	<b>242,781</b>	<b>234,132</b>	土地再評価差額金	5,679	5,679
			<b>純資産合計</b>	<b>109,659</b>	<b>104,792</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>242,781</b>	<b>234,132</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 2016年4月 1日から 2017年3月31日まで	前 期 (ご参考) 2015年4月 1日から 2016年3月31日まで
売上高	186,505	187,079
売上原価	161,165	159,610
<b>売上総利益</b>	<b>25,340</b>	<b>27,469</b>
販売費及び一般管理費	27,169	25,683
<b>営業利益又は営業損失 (△)</b>	<b>△ 1,829</b>	<b>1,785</b>
営業外収益	8,907	8,071
受取利息	172	153
受取配当金	5,299	4,456
受取技術料	3,001	2,598
補助金収入	78	424
その他	355	438
営業外費用	469	1,349
支払利息	286	286
為替差損	151	957
その他	32	105
<b>経常利益</b>	<b>6,608</b>	<b>8,508</b>
特別利益	348	2,034
固定資産売却益	7	4
投資有価証券売却益	12	1,880
債務保証損失引当金戻入額	328	—
その他	—	149
特別損失	2,156	11,483
固定資産処分損	271	251
投資有価証券評価損	—	3
減損損失	93	115
関係会社株式評価損	150	604
関係会社貸倒引当金繰入額	183	186
投資損失引当金繰入額	755	942
独占禁止法関連損失	700	8,053
債権放棄損	—	465
債務保証損失引当金繰入額	—	854
その他	1	5
<b>税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)</b>	<b>4,800</b>	<b>△ 940</b>
法人税、住民税及び事業税	324	1,015
法人税等調整額	159	956
<b>当期純利益又は当期純損失 (△)</b>	<b>4,316</b>	<b>△ 2,912</b>

## 株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2016年4月1日 期首残高	27,647	13,333	16,409	29,742	0	249	18,580	17,736	36,565	
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△ 0	—	—	0	—	
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△ 12	—	12	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△ 2,810	△ 2,810	
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	4,316	4,316	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 0	△ 12	—	1,518	1,506	
2017年3月31日 期末残高	27,647	13,333	16,409	29,742	—	236	18,580	19,255	38,072	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2016年4月1日 期首残高	△ 579	93,377	5,735	5,679	11,415	104,792
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△ 2,810	—	—	—	△ 2,810
当期純利益	—	4,316	—	—	—	4,316
自己株式の取得	△ 7	△ 7	—	—	—	△ 7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	3,368	—	3,368	3,368
事業年度中の変動額合計	△ 7	1,498	3,368	—	3,368	4,866
2017年3月31日 期末残高	△ 587	94,875	9,104	5,679	14,783	109,659

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月15日

KYB株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 俊之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上野 直樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御厨 健太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KYB株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会計計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、KYB株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月15日

KYB株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西田 俊之 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上野 直樹 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 御厨 健太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KYB株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月16日

KYB株式会社 監査役会

常勤監査役	赤井	智男	㊟
常勤監査役	谷	充史	㊟
常勤監査役	川瀬	治	㊟
常勤監査役	山本	始央	㊟

(注) 谷充史及び川瀬治は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(ご参考)

## トピックス&製品紹介

### 個人株主様向け工場見学会開催

2017年3月に個人株主様向け工場見学会を相模工場にて開催いたしました。当日は個人株主様に相模工場およびKYB史料館等をご覧頂きました。見学終了後株主様との対話を通じて貴重なご意見を多数頂きました。今後も継続して開催し当社へのご理解を深めて頂くよう努めてまいります。



個人株主様向け工場見学会

### チェアスキー支援活動

2016年12月に行われたワールドカップスイス大会および2017年3月に行われたワールドカップ平昌（韓国）大会において、当社社員の鈴木猛史選手がスラローム座位クラスで金メダルを獲得しました。鈴木猛史選手をはじめ日本チームのチェアスキーには、当社製ショックアブソーバが採用されております。2018年パラリンピック平昌大会に向け、今後も積極的に支援してまいります。



ワールドカップ平昌（韓国）大会金メダル

### 新車種レクサスLC用ショックアブソーバ

新規車種となるレクサスLC用ショックアブソーバは、トヨタ自動車殿のTNGA（Toyota New Global Architecture）思想を取り入れた次世代FR系プラットフォーム車両に適応する製品として、高性能・高品質を実現しました。新型の減衰力調整バルブを搭載し、上質な乗心地とダイナミックな走りに貢献しています。



### 高出力EPS（電動パワーステアリング）の開発・量産

高出力のピニオンアシスト式EPS（電動パワーステアリング）を開発、生産開始しました。通常のピニオンアシスト式EPSに対して高出力だけでなく、車両搭載性・操舵フィーリング等のEPSに求められる性能を高次元でバランスさせた製品です。中型車から大型車まで対応範囲は広く、今後も需要は伸びると予測しています。



## ポンプ・モータ分離型無段変速機 (HST) の開発・量産

農業機械や産業車両向けのポンプ・モータ分離型走行用無段変速機 (HST) を開発しました。ポンプは油圧ダイレクト制御方式を採用しており、エンジン回転数と走行負荷圧力の両方に対応して走行速度を制御し燃費向上を図りました。また自動二速切替えモータの採用により変速操作が不要になり、作業者の疲労軽減および作業効率向上を実現しました。



左：HSTポンプ PSVH2-28  
右：HSTモータ MAG-33VP

## 軽量型コンクリートミキサ車

近年の都市部再開発では、輸送効率が高いコンクリートミキサ車が求められています。軽量型コンクリートミキサ車は、フレーム構造の見直しにより80kg超の軽量化に成功し、一度により多くの生コンクリートを輸送することが可能となり、輸送の効率化に大きく貢献しています。



軽量型コンクリートミキサ車

## ロック機構付免震用オイルダンパシステム

免震構造建物の強風による揺れを軽減するロック機構付きオイルダンパシステムを開発しました。通常時は免震オイルダンパとして機能しますが、設定以上の風速に達した場合等に自動的にオイルダンパの伸縮機能をロックするシステムです。地震時の安全と強風時の居住性を両立します。特に高層ビル等の大型建築物に効果があります。



## PREGIO-HCPS (KYB高輝度化学めっきシステム)

PREGIO-HCPS (KYB高輝度化学めっきシステム) は、銀鏡めっきと呼ばれる表面処理技術で高輝度とカラーバリエーションが最大の特徴です。既存の銀鏡めっきは屋内使用が前提でしたが、屋外でも使用可能な技術を開発し、モトクロス用リヤサスペンションのスプリングに採用されました。



PREGIO-HCPS処理したスプリング (全10色)



ホームページアドレス  
<http://www.kyb.co.jp>

## (株主メモ)

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
定時株主総会	6月下旬	
基準日	3月31日 そのほか必要ある場合は、あらかじめ公告いたします。	
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日	
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部	
	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝休日を除く9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金 受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店、全国各支店 プラネットブース(みずほ銀行内の店舗) でもお取扱いたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 *トラストラウンジでは、お取扱できませんので ご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行 本店および全国各支店 (みずほ証券では、取次のみとなります。)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座 の場合」の郵送物送付先・電話お問合わせ 先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増 以外の株式売買はできません。証券会社等 に口座を開設し、株式の振替手続を行って いただく必要があります。
公告方法	電子公告 ( <a href="http://www.kyb.co.jp">http://www.kyb.co.jp</a> ) ただし、電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載 する方法によります。	
上場金融商品取引所	東京証券取引所	

## KYB株式会社

〒105-6111 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

